

港区地域災害情報システム構築業務委託事業候補者募集要項

1 目的

平成 23 年東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年西日本豪雨、さらには相次ぐ台風被害など、近年に発生した大規模自然災害では、広範囲におよぶ被害の迅速な把握、住民の避難状況の把握が困難となり、情報把握の遅れが救助活動などの被災者支援といった災害応急活動に大きな支障をもたらしたことが課題として浮き彫りとなりました。

また、情報の伝達手段が多様化する中で、誤った情報が被災地を混乱させる状況も多く発生しており、行政がテレビ、ラジオ等に加えて、メール、SNS 等を活用して、正確な情報を迅速に発信することの重要性についても改めて認識されました。

このような背景の中、本区においても、現行システム環境の見直し契機を迎えており、過去の災害を教訓に区民の安全・安心を確保するため、今後起こりうる大規模災害に備えた情報収集、意思決定並びに情報共有や発信機能等を一元的に管理・運用する、耐災害性を確保した「港区地域災害情報システム」（以下「本システム」という。）を再構築することを目的としております。

本システムの再構築業務においては、専門性、技術力、実績、運用ノウハウを有する事業者が必要ですので、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

2 本区の課題・方針

(1) 本区の課題

本区は、東京都の区部中央部に位置する特別区であり、東京湾に面しております。区域は、20.37 km²で人口約 26 万人を有し、昼間人口が約 118 万人（令和 2 年国勢調査結果）と特別区で最も多い数となっています。起伏に富んだ地形が広がり、都内で最も急傾斜地崩壊危険箇所が多い区域で、首都直下地震による被害想定ではがけ崩れによる被害も目立つ地域となっております。また、本区においても、台風や豪雨による土砂災害、浸水、河川氾濫による被害が想定されております。

本区は区民以外にも旅行者など外国人も多く集まる地域であり、災害による被害を軽減するために必要な災害情報等の収集や避難情報の発信を支援する情報収集伝達体制の整備が課題となっております。

(2) 現行システム課題

本区では、これまで多様な情報収集システムや収集先を整備してきており、情報伝達手段としても Web ポータルサイトをはじめ、登録制メール、SNS 等、情報伝達手段の多様化を既に実現してきておりますが、本区の各組織内で多数のシステムが散在している状況となっております。

また、幸いにも直近においては大規模災害の被害に見舞われていないこともあり、結果

として現行システムの実運用での活用実績が乏しい状況です。また、防災アプリなど防災関連システムの整備追加などもあるため、今後のシステム更新にあたっては、これらのシステムとの連携含め、改善していく必要があると考えています。

これらの状況を踏まえて、次期システムでは、各組織内で散在している重複機能を集約し、システム間の連携機能を付加することで、全体として最適な機能と無駄のない仕組みとすることを目指しています。また、長期的な利用が可能となるよう、被災自治体や先進自治体の知見を有した汎用パッケージを導入し、現状の業務運用を効率化し、地域災害情報システムを整備したいと考えております。

(3) 基本方針

方針①：気象情報の一元的な収集・分析を行える仕組み

- ・システム上で収集・分析した気象情報をもとに、迅速かつ円滑に避難情報等の発令判断を支援できるシステム

方針②：区民への迅速かつ確実な情報配信を行える仕組み

- ・各配信媒体への一括配信及び一元管理を実現したシステム

方針③：災害に強い仕組み

- ・耐災害性を確保したシステム方式により、より安定的かつ操作性・視認性・レスポンス性能が確保されたシステム

3 業務概要

(1) 件名

港区地域災害情報システム構築業務委託

(2) 業務概要

現在運用中の地域災害情報システムを更新し、機能の改修を行うことにより、区民への安全・安心確保と、災害時の情報収集や避難発令判断支援及び正確な災害情報の伝達を図るものです。

詳しくは、別紙1「調達仕様書」を参照してください。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

なお、契約締結に向けたスケジュールは、後述する「5 選考スケジュール(予定)」にて記載します。

(4) 事業規模

270,788,000 円（税込）までとします。

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることにご留意ください。また、提案時の見積りは上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

※また、この金額には、運用保守に係る費用は含んでおりません。運用保守委託は令和6年4月1日から別途契約を締結することとし、年間 34,815,000 円（税込）、5年間総額で 174,075,000 円（税込）を予定しています。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 過去5年以内に、地方公共団体又は民間企業等において、クラウド方式による災害情報システムの構築に関わる契約実績を有していること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (5) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。
共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加対象とはなりません。
- (8) 【別紙1】調達仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※（７）区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、【別紙３】選考基準を参照してください。）。

５ 選考スケジュール（予定）

事 項	日 程
募集要項の公表・配布期間	令和４年１１月７日（月）から 令和４年１１月２９日（火）午後５時まで
募集要項に対する質問受付期限	令和４年１１月１８日（金）午後５時まで
質問一斉回答	令和４年１１月２５日（金）
参加表明書・提案書提出期限	令和４年１１月２９日（火）午後５時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和４年１２月２３日（金）
第二次審査（プレゼンテーション）実施日	令和５年１月１８日（水）
第二次審査結果通知	令和５年１月２５日（水）
契約手続き期間	令和５年２月下旬
業務委託開始（予定）	令和５年３月上旬

６ 配布書類等

（１）配布場所

後述する「１４ 担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードできます。

（２）配布期間等

ア 窓口配布期間

令和４年１１月７日（月）から１１月２９日（火）まで

※ 午前９時～午後５時（土曜日、日曜日、祝日を除く）

イ ホームページ掲載期間

令和４年１１月７日（月）から１１月２９日（火）まで

（３）配布書類

プロポーザル実施関係

①募集要項

②【別紙１】調達仕様書

- ③【別紙2】港区地域災害情報システム機能要件一覧
- ④【別紙3】港区地域災害情報システム構築業務委託事業候補者選考基準

提出資料関係

- ①【様式1】質問書
- ②【様式2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③【様式2-2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書(共同事業者用)
- ④【様式3】共同事業体構成書
- ⑤【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状(共同事業体代表者用)
- ⑥【様式3-3】委任状(共同事業体編成用)
- ⑦【様式4】事業者概要及び業務実績
- ⑧【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑨【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑩【様式7】概算費用見積総括表及び見積書
- ⑪【様式8】プロポーザル参加辞退届
- ⑫【様式9】機能要件確認書

7 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和4年11月18日(金)午後5時

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要な事項と質問を記入の上、以下の宛先にFAXで送信してください。送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

受信を確認しましたら、区から質問受付のメールを返信します。

送信先FAX番号：03-3578-2539

(3) 回答方法

令和4年11月25日(金)に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。

なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

8 参加表明書等の提出

(1) 提出受付期間

令和4年11月7日（月）から11月29日（火）午後5時まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

（2）提出先

〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号
港区役所 防災危機管理室 防災課 防災係
TEL 03-3578-2541

（3）提出方法

事前予約のうえ、直接担当まで持参してください。

（4）提出資料

ア すべての事業者に通ずるもの

- ① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書

イ 共同事業者を構成して提案する場合

- ③ 【様式2-2】参加表明書兼参加資格審査申請書(共同事業者用)※該当する場合のみ。
- ④ 【様式3】共同企業体構成書 ※該当する場合のみ。
- ⑤ 【様式3-2】共同事業者協定書兼委任状 ※該当する場合のみ。
- ⑥ 【様式3-3】委任状 ※該当する場合のみ。

※ 共同事業者構成事業者のうち、競争入札参加資格登録業者以外の者は、以下の書類を提出してください（代表事業者は競争入札参加資格登録業者に限ります）。

- ⑦ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）
- ⑧ 印鑑登録証明書
- ⑨ 財務諸表（最新の事業年度のもの）
- ⑩ 納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）
- ⑪ 許可等の証明書（写）
- ⑫ 区内事業者認定通知（認定を受けている事業者のみ）

ウ アまたはイの代表事業者のうち地域貢献活動項目の評価に該当する場合

※ 該当する場合のみ。「10 事業候補者の選考と審査」参照。

（5）提出部数

各1部

(6) 留意事項

各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。

9 提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和4年11月7日(月)から令和4年11月29日(火)午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(2) 提出先及び連絡先

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号 港区役所5階(窓口番号501)
防災危機管理室 防災課 防災係 高橋・川口
電話番号 03-3578-2541

(3) 提出方法

事前予約のうえ、直接担当まで持参してください。

(3) 提出資料

- ① 【様式4】事業者概要及び業務実績
- ② 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ③ 【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ④ 【様式7】概算費用見積総括表及び見積書
- ⑤ 【様式9】機能要件確認書
- ⑥ 【任意様式】提案書
- ⑦ 【任意様式】提案書(サマリー版)

(5) 提出部数

ア 正本1部、副本8部

※ 提出資料は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、すべての提案書等の中には、事業者名(協力事業者名を含む)を特定する事項(社名、マーク等)を記入しないでください。

イ 提出資料(正本、副本)データを格納したCD-R等 1枚

※ CD-R等表面には社(者)名を記入してください。

(6) 留意事項

- ア 各資料は縦A4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。
- イ 提案書は片面刷り、両面刷りいずれでも可としますが、50ページ以内としてください。(図表などを用いる際にA3サイズを使用いただく場合は2ページとして換算します)。また、専門用語はJIS規格に準拠し、一般的でない用語を用いる場合、用語集の作成、用語の定義の追加等により説明を加えてください。
- ウ 提案書の記載内容は以下に示す「**提案書記載依頼事項**」を参考にしてください。
- エ 提案書(サマリー版)は片面刷り、両面刷りいずれでも可としますが、横A3サイズ2ページ以内としてください。
- オ 【様式9】機能要件確認書の「可否」欄については、現在のパッケージ機能で実現可能な場合は「○」、現在機能を有していないが、運用開始時にパッケージ機能で実現可能、代替機能で実現可能、カスタマイズで実現可能な場合は「△」、要件を実現できない場合は「×」を記載し、「△」及び「×」の場合は、それぞれ、「具体的な対処法、不可部分等」、「オプションあるいはカスタマイズ対応に必要な経費」欄に記載してください。
- キ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

提案書記載依頼事項

項番	提案項目	記載内容
1	システムの全体像に関する提案	システム基本方針、システム全体図について
2	システム機能要件に関する提案	提案書は、【別紙2】港区地域災害情報システム機能要件一覧の項目ごとに記述してください。
3	非機能要件に関する提案	性能・信頼性要件、セキュリティ要件、移行要件、研修要件について
4	運用保守要件に関する提案	運用保守要件について
5	業務実施方法に関する提案	プロジェクト管理方法、開発手法、体制について
6	構築スケジュールに関する提案	構築スケジュールについて
7	追加提案	その他の独自提案事項があれば記述すること。 特に、災害対策本部で効果的にシステムを活用するための機器類を提案し、概算見積を付すこと。 なお、見積の費用内で実施可能な内容とする。

10 事業候補者の選考と審査

【別紙3】「港区地域災害情報システム構築業務委託事業候補者選考基準」のとおりです。

1 1 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ③ 記載された内容が虚偽と区が判断したもの
 - ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された提案書等は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された提案書等に係る著作権は作成者に帰属し、区は無条件でその使用权を持つものとし、ます。
- (8) 提案書に記載した業務責任者は、病気や死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとし、ます。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加を辞退する場合は、【様式8】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

1 2 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。本業務の提案終了後は速やかに返却してください。複製する場合は必要最低限とし、原本と同様に管理するとともに、本業務の提案終了後は裁断等の機密保持措置を講じたうえで、速やかに廃棄してください。電子データは完全に消去してください。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとし、ます。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために区が配布した資料等は、区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) メール及びファクシミリ等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。

- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和 39 年港区規則第 6 号）第 39 条の 2 の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

1.3 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第 5 条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

1.4 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。

ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

1.5 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園一丁目 5 番 25 号 港区役所 5 階（窓口番号 501）
防災危機管理室 防災課 防災係 高橋・川口
電話番号：03-3578-2541 FAX 番号：03-3578-2539